本号で公布された法令のあらまし

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第一九三号）（外務省）

1　アジア大洋州局地域政策課及び北東アジア課をそれぞれ同局北東アジア第一課及び北東アジア第二課に改組し、その所掌事務を改めることとした。（第三七条～第三九条関係）

2　この政令は、平成三〇年七月一日から施行することとした。

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九四号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二号）のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中北大西洋条約機構日本政府代表部に関する部分を平成三〇年七月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一九五号）（外務省）

1　北大西洋条約機構日本政府代表部に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　この政令は、平成三〇年七月一日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第一九六号）（国土交通省）

1　大臣官房に政策立案総括審議官を置くこととした。（第二〇条関係）

2　大臣官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二一条関係）

3　総合政策局に社会資本整備政策課を置くこととした。（第三六条及び第三九条関係）

4　総合政策局政策課の所掌事務を変更することとした。（第三八条関係）

5　観光庁に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二二三条関係）

6　この政令は、平成三〇年七月一日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第一九七号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を毒物に指定することとした。（第一条関係）

㈠　五―イソシアナト―一―（イソシアナトメチル）―一・三・三―トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤

㈡　二―クロロピリジン及びこれを含有する製剤

㈢　（ジクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

㈣　（トリクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

㈤　ビス（四―イソシアナトシクロヘキシル）メタン及びこれを含有する製剤

㈥　二―ヒドロキシエチル＝アクリラート及びこれを含有する製剤

㈦　二―ヒドロキシプロピル＝アクリラート及びこれを含有する製剤

2　次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条第一項関係）

㈠　N―（二―アミノエチル）エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

㈡　エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

㈢　ジエチル＝スルファート及びこれを含有する製剤

㈣　N・N―ジメチルプロパン―一・三―ジアミン及びこれを含有する製剤

㈤　水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

㈥　水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤

㈦　一・二・三―トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

㈧　二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤

㈨　N・N′―ビス（二―アミノエチル）エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

㈩　ホスホン酸及びこれを含有する製剤

㈠㈠　レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール二〇パーセント以下を含有するものを除く。

3　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）

㈠　一―（三―クロロ―二―ピリジル）―四′―シアノ―二′―メチル―六′―（メチルカルバモイル）―三―［五―（トリフルオロメチル）―二H―一・二・三・四―テトラゾール―二―イル］メチル］―一H―ピラゾール―五―カルボキサニリド及びこれを含有する製剤

㈡　四′―（シアノメチル）―二―イソプロピル―五・五―ジメチルシクロヘキサンカルボキサニリド及びこれを含有する製剤

㈢　二・三・三・三―テトラフルオロ―二―（トリフルオロメチル）プロパンニトリル及びこれを含有する製剤

㈣　無水酢酸〇・二パーセント以下を含有する製剤

4　この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。（附則第二項及び第三項関係）

5　この政令は、平成三〇年七月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。